

# 第1回北広島市総合計画策定市民懇話会

日時：平成31年3月18日（月）

18：30～20：00

場所：北広島市役所 5階委員会室

## <次 第>

1. 開会
2. 開会あいさつ
3. 構成員の紹介
4. 座長及び副座長の選出
5. 懇話会の運営について
6. 報告
  - (1) 懇話会の進め方について
  - (2) 北広島市の現状と見通しについて
  - (3) 今年度実施の各種調査、ワークショップについて
7. 意見交換
8. その他
9. 閉会

---

## 配布資料

1. 配席図
2. 北広島市総合計画策定市民懇話会開催要綱
3. 懇話会の進め方について【資料1】
4. 北広島市の現状と見通しについて【資料2】
5. 今年度実施の各種調査、ワークショップについて【資料3】
6. 北広島市の現状を示す基礎データ【参考資料】
7. 北広島市総合計画（第5次）改訂版【参考資料】

### 3. 北広島市総合計画策定市民懇話会 構成員名簿

氏名	区分	所属団体等
飛鳥 ちえ子 (あすか ちえこ)	団体選出	北広島市 PTA 連合会 副会長
及川 幸紀 (おいかわ ゆきのり)	団体選出	公益社団法人北広島市シルバー人材センター 事務局長
小池 隆史 (こいけ たかし)	団体選出	北広島市自治連合会 会長
竹村 画二 (たけむら がくじ)	団体選出	北広島商工会 理事
田中 宏明 (たなか ひろあき)	団体選出	社会福祉法人北広島市社会福祉協議会 事務局次長
長島 博子 (ながしま ひろこ)	団体選出	北広島消費者協会 会長
林 美奈 (はやし みな)	公募選出	—
本橋 健治 (もとはし けんじ)	公募選出	—
山下 裕子 (やました ゆうこ)	公募選出	—
由水 伸 (よしみず しん)	学識経験者	星槎道都大学 経営学部 教授

※50 音順、敬称略

### 4. 座長及び副座長の選出

座 長 \_\_\_\_\_ 副座長 \_\_\_\_\_

## 5. 懇話会の運営について

### 北広島市総合計画策定市民懇話会の運営に関する確認事項（案）

#### 1 会議のルール

- ① 時間を厳守し、迅速な進行を心がけます。欠席又は遅参する場合は、事前に事務局に連絡します。
- ② 個々の意見を尊重し合い、異なる意見にも十分、耳を傾けます。
- ③ 特定の個人や団体を誹謗及び中傷する発言は厳禁とします。
- ④ 発言は要点を整理し、簡潔に行うようにします。
- ⑤ 会議の進行役は、発言が偏らないよう公平に意見を求める運営に配慮するとともに、少数意見についても発言の機会を保障します。

#### 2 会議の公開等

- ① 原則として、会議は公開とします。（市の情報公開条例第 20 条）ただし、個人情報などが内容になる場合などは非公開とします。
- ② 傍聴は自由とします。ただし、会議の秩序を乱す行為や会議の妨害となるような行為をした場合は退場を求めます。
- ③ 構成員の氏名及び選考の区分を市のホームページなどで公表します。（市民参加条例第 9 条第 4 項）
- ④ 会議開催の日時及び場所、傍聴手続を事前に市のホームページなどで公表します。（市民参加条例第 9 条第 5 項）ただし、緊急に会議を開催する場合は除きます。
- ⑤ 会議録は、議事及び発言の要旨等を文書として記録し、座長確認の上、公開します。（市民参加条例第 9 条第 7 項）公開にあたっては、個人情報の保護に十分配慮し、発言者名については匿名とします。

#### 3 意見集約の方法

- ① 少数意見も尊重します。
- ② 一度出た結論については、原則として再度議題とはしないものとします。ただし、座長が特に必要と認めた場合は、懇話会に諮った上で再度議論することとします。

#### 4 改正等

この確認事項は、懇話会で協議の上、変更又は追加できるものとします。

## 6. 報告

(1) 懇話会の進め方について【資料1】

(2) 北広島市の現状と見通しについて【資料2】

(3) 今年度実施の各種調査、ワークショップについて【資料3】

## 7. 意見交換

## 8. その他

## 9. 閉会

北広島市総合計画策定市民懇話会開催要綱を次のように定める。

平成31年1月23日

北広島市長 上 野 正 三

## 北広島市総合計画策定市民懇話会開催要綱

(開催)

第1条 北広島市総合計画の策定に当たり、市民及び関係団体から意見を求めるため、北広島市総合計画策定市民懇話会(以下「懇話会」という。)を開催する。

(検討事項)

第2条 懇話会は、北広島市の目指すべきまちづくりの将来像、方向性、課題等について意見交換を行う。

(構成)

第3条 懇話会は、10人以内の次に掲げる者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

(1) 次に掲げる団体から選出された者

- ア 北広島商工会
- イ 北広島消費者協会
- ウ 社会福祉法人北広島市社会福祉協議会
- エ 北広島市PTA 連合会
- オ 北広島市自治連合会
- カ 公益社団法人北広島市シルバー人材センター

(2) 学識経験者

(3) 公募に応募した者(市内に住所を有する者に限る。)

(開催期間)

第4条 懇話会は、この要綱に定める検討事項に係る意見交換が終了する日まで開催する。

(座長及び副座長)

第5条 懇話会に、座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、構成員の互選によりこれを定める。

3 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、座長が招集する。

2 座長は、懇話会の会議の議長となる。

3 座長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、その

意見又は説明を聴くことができる。

(謝礼)

第7条 懇話会に参加した構成員に対し、謝礼を支払う。

2 謝礼の額は、1日につき5,000円とする。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が構成員の意見を聴いて定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月23日から施行する。